

学術大会等における研究発表時の倫理関連の提示について

臨床研究法の施行（2018年4月1日）や今般の社会情勢を鑑み、日本歯周病学会は学術大会等における演題登録・発表時の倫理関連の提示ルールをあらためて明確化することとしました。倫理審査が必要な研究は、倫理審査委員会等の承認を得ていることを明示してください。

また以下の研究発表および症例報告は、所属機関等の倫理委員会、動物実験委員会、未承認式医薬品等審査委員会等の適切な審査機関による承認を得ている研究であることを発表スライドまたはポスターに明記してください。

1. ヒトを対象とした研究発表
2. 動物を対象とした研究発表
3. 臨床試料（ヒト抜去歯など）を用いた研究発表
4. 適応外使用の薬剤・機器あるいは国内未承認薬・未承認治療法の使用を含む研究発表および症例報告
5. 再生医療等安全性確保法に定められている再生医療等技術を含む研究発表および症例報告

注1) 上記4.に係る症例発表は、従来通り、「臨床ポスター」としての発表は不可です。

注2) 上記の内容は、今後国の指針変更に伴い改訂を行う可能性があります。

2018年6月1日
特定非営利活動法人日本歯周病学会
理事長 栗原英見
倫理委員会委員長 齋藤 淳